

# 『奥山おまいりまち景観協定』概要

1. 根拠法令：東京都台東区景観条例第30条
2. 協定区域：台東区浅草二丁目3、5、6、7番の一部



■案内図



3. 区域面積：3,160m<sup>2</sup>
4. 協定締結者数：40人
5. 用途地域：商業地域
6. 協定の有効期間：10年間  
(廃止の意思がなければ自動的に10年間延長)
7. 協定認定年月日：平成17年10月4日  
変更認定年月日：令和3年10月26日
8. 協定認定番号：第2号（変更認定番号：2-3）
9. 景観形成基準の内容

## 景観形成基準の方針

奥山おまいりまち商店街は、浅草寺と浅草六区を結ぶ重要な経路に位置し、飲食店、衣料品店、靴店、時計・めがね店、古美術店など特徴ある店舗構成の商店街です。本商店街では、平成17年のつくばエクスプレス浅草駅開業に先立ち、平成16年度にまちなみ修景街路整備事業を実施し、駅から浅草寺への参道として生まれ変わりました。景観形成基準では、整備後の風景を奥山おまいりまちにふさわしい風景として、将来にわたりこの風景を永続させるために、現在のまちなみの詳細なデザインについて規定しています。



## 10. 景観形成基準細目(抜粋)

### (1) 建築物又は工作物等の形態、意匠、色彩等に関する基準

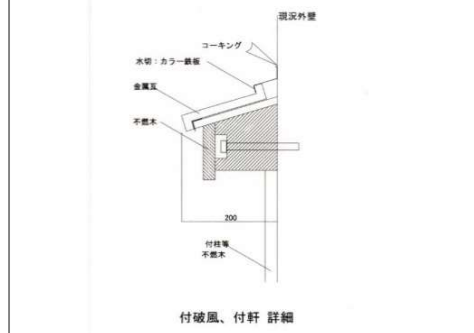
#### ① 東ブロック・西ブロックの共通基準(■図1、2)

外装デコレーションは5階までとし、和風イメージに合う付け破風や付け軒、付け柱、面格子、瓦葺の屋根や出庇等を設置する。色は弁柄・茶色(マンセル値 7.5R4/6 若しくは2.5YR3/4のいずれか)、木調を基本とする



■図1 外装イメージ抜粋

■図2 付破風、付軒



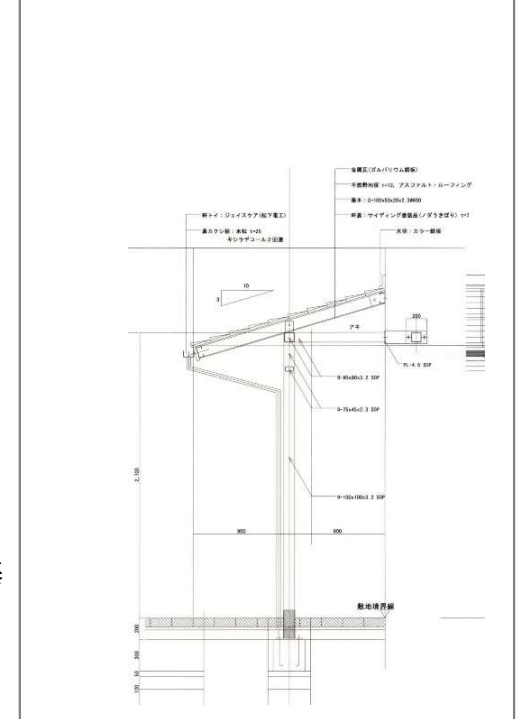
#### ② 東ブロックの出庇(工作物)の基準

#### ③ 西ブロックの出庇(工作物)の基準

#### ※②③共通(■図3)

- ・形態、構造、位置、出幅
- ・色は黒、屋根の面格子は弁柄色を基本とする
- ・屋根は平葺又は素焼き瓦、黒色系統色調の瓦葺

■図3 張出庇抜粋



(2) 広告物(看板等)の位置、形態、面積、意匠、色彩等に関する基準

出庇屋根の照明付統一看板(■図4)

- ・取付け位置、材質
- ・色は枠組みは弁柄色、面板は黒、白文字で店名を表示する



(3) 道路舗装の形態、意匠、色彩、構造等に関する基準

(■図5)

道路舗装は、浅草寺の参道と江戸町情景を演出するため石畳のデザインの路面とする

(4) 街路灯の形態、意匠、色彩、構造等に関する基準

(■図6)

街路灯は格子行灯風のデザインとする。色は朱色とする

(5) アーチの形態、意匠、色彩、構造等に関する基準

(■図7)

浅草寺側の東口アーチは4脚の山門風で、浅草寺側の梁中央部に銘板額を取り付け「奥山門」と称する。また、西口アーチは2脚の山門風で、梁上に8個の提灯を取り付け「奥山新門」と称する

(6) ストリートファニチャー等のデザイン、色彩等に関する基準(■図8)

ストリートファニチャー等は、本景観形成基準の方針に添ったデザイン、色彩とし、演出効果を高めるものとする

(7) 建物に露出するエアコン室外機等の取り扱いに関する基準

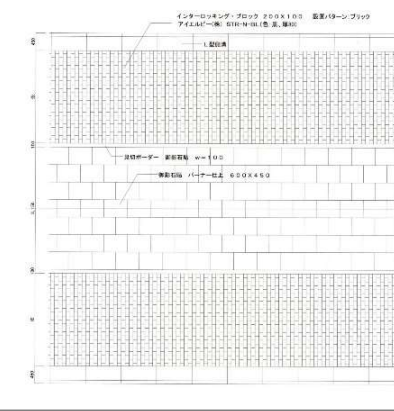
建物の壁面等に露出するエアコン室外機などについては、街並み景観を阻害しない場所に移動させるか、外壁と同じ色彩で塗装するか、若しくは格子パネル等の和風のしつらえを施すこととする

(8) 自動販売機のデザイン、色彩等に関する基準

「奥山おまいりまち」の情景に配慮したデザイン色彩(こげ茶色マンセル5YR4/2若しくは濃灰色マンセル値N5)とする

(9) その他、景観協定締結者が必要と認める事項

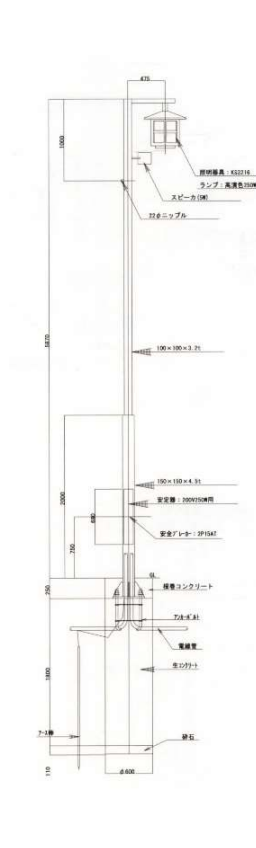
■図5 道路舗装



■図8 ストリートファニチャー



■図6 街路灯



■図7

